改正案 現 行 第2章 子どもの健全な育成 第2章 子どもの健全な育成 第1節 乳幼児の出生及び発達の保障 第1節 乳幼児の出生及び発達の保障 (妊産婦及び乳幼児の健康管理体制の整備) (好産婦及び乳幼児の健康管理体制の整備) 第 19 条 (略) 第 19 条 (略) (デジタル社会における乳幼児の心身の発達を守るための支援) 第 19 条の 2 - 県は、乳幼児の心身の発達の特徴を踏まえ、スマートフォン、タブレ ット型端末その他映像を表示する電子機器の過度な利用による影響から乳幼児の 心身の発達を守るため、市町、医療機関その他関係機関と連携して、乳幼児を養 育する保護者及び県民の理解を深めるための啓発その他必要な施策の推進に努め るものとする。 第2節 青少年の健全な育成 第2節 青少年の健全な育成

(携帯型情報通信機器の適切な利用)

- 第33条の2 県は、青少年によるスマートフォン、タブレット型端末その他インタ <u>ーネット接続が可能な携帯型の電子機器</u>(以下この条において<u>「携帯型情報通信機器」</u>という。)の適切な利用に関する県民の理解を深めるため、啓発その他の 施策の推進に努めるものとする。
- 2 県は、学校その他関係機関と連携して、青少年が携帯型情報通信機器を適切かつ有効に活用する能力を発達段階に応じて習得することができるよう、学校教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育その他の施策の推進に努めるものとする。
- 3 保護者は、<u>青少年の携帯型情報通信機器の利用に当たり</u>、青少年の年齢、発達 段階等を考慮の上、<u>青少年と話し合い、その利用に関する基準づくりその他の</u> 適切な対応に努めるものとする。
- 3 削除
- 4 保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全育成に携わる者は、相互 に連携して、<u>携帯型情報通信機器</u>の適切な利用に関する取組の促進に努めるもの とする。

(携帯電話の利用制限等)

第33条の2 県は、青少年による<u>携帯電話端末又は PHS 端末</u>(以下この条において <u>「携帯電話端末等」</u>という。)の適切な利用に関する県民の理解を深めるため、 啓発その他の施策の推進に努めるものとする。

- 2 保護者は、<u>携帯電話端末等の利用制限に当たり</u>、青少年の年齢、発達段階等を 考慮の上、<u>青少年の健全育成に資するよう</u>適切な対応に努めるものとする。
- 3 保護者は、特に小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)に在学する者には、防災、 防犯その他特別な目的のためにする場合を除き、携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする。
- 4 保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全育成に携わる者は、相互 に連携して、<u>携帯電話端末等</u>の適切な利用に関する取組の促進に努めるものとす る。